住居表示のしおり

平成30年11月23日(金)から
住所の表し方が変わります

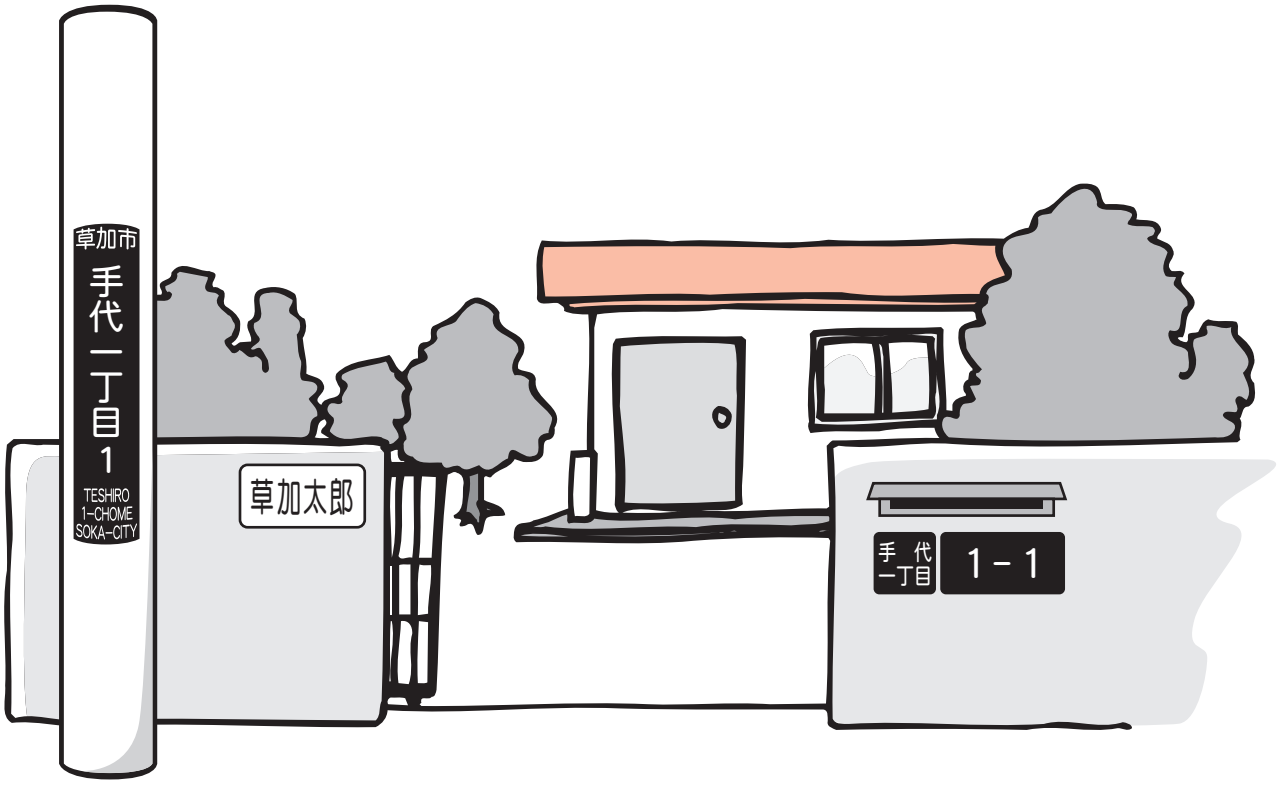

お問い合わせは...

草加市役所 都市整備部 都市計画課

〒340-8550 草加市高砂一丁目１番１号
TEL ０４８－９２２－０１５１㈹ 内線４１１４～４１１６

新町名・町界図

住吉二丁目
稲荷一丁目
中央二丁目
中央一丁目
吉町一丁目
吉町二丁目
吉町三丁目
吉町四丁目
伝右川
綾瀬川
手代一丁目
手代二丁目
手代三丁目
中央ポンプ場
社会福祉
活動センター
八潮市

はじめに

皆さまのお住まいの地区では、住居表示の実施により、平成30年11月23日(金)から、住所の表し方が変わります。

このしおりでは、新しい住所等の表し方や、必要となる手続きについてご案内いたします。

住居表示は、安全・安心なまちづくりのための制度として、法律に基づいて全国的に実施されています。何かとお手数をおかけしますが、ご理解とご協力をどうぞよろしくお願いいたします。

目　　次

1 皆さまにお届けするもの ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1

2 新しい住所等の表し方 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2

3 新しい住所の定め方について ・・・・・・・・・・・・・・・・ 3

4 郵便番号について ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3

5 住所変更の手続きについて ・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4

① 住所変更手続きの必要がないもの

② 皆さまに住所変更の手続きをしていただくもの

6 その他 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 13

① 町会・自治会の区域について

② 通学区域について

③ ごみの収集について

④ 郵便物の送付について

7 関係機関案内 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 14

1　皆さまにお届けするもの

◆ 今回お届けしたもの

住居表示のしおり	・住居表示の実施に伴い皆さまに知っていただきたいこと、住所変更手続きや登記申請の方法等を説明した冊子（現在ご覧いただいているもの）です。
通知書 **（１世帯１０枚）** ※Ａ４サイズ・２面割付で作成してありますので、必要に応じて切り離してお使いください。	・通知書は、今回の住居表示の実施により新しく設定したあなたの住所が記載されています。**実施日《平成30年11月23日(金)》以降は、新しい住所をお使いください。** ・通知書は、実施日以降、住居表示実施証明書として、各種の住所変更手続きに使用できます。 枚数が不足する場合は、実施日以降、市役所市民課・各サービスセンター等にて、住居表示実施証明書を無料で発行します。
新旧対照案内図	・新しい町界・町名・街区符号・旧住所（黒字）と住居表示後の住居番号（赤字）等を表したものです。
住居表示のお知らせ用はがき **（１世帯５０枚）**	・新しい住所を知人・取引先などにお知らせするもので、日本郵便㈱が発行する無料はがきです。同封の回収用封筒に入れて、最寄りの郵便局やポストにお出しください。 ・ご不明な点や、配布されたはがきの枚数が不足する場合は、下記へご相談ください。 日本郵便株式会社　草加郵便局 草加市栄町三丁目8番1号　℡ 048-935-9731
登記申請書	・不動産所有者等の住所変更登記に使用する書式です。詳しくは9ページ以降をご覧ください。
町名表示板 **住居番号表示板** （住居１戸につき１セット） ※２世帯住宅等の場合にはいずれかの配付資料に１セット封入しております。 ※共同住宅等に入居される方には封入しておりません。	・新しい住所の表示板です。取付用のボンドも同封してありますので、門や郵便受けの近くなど、見やすい場所への取付をお願いいたします。 **町名表示板**　　**住居番号表示板** **※見本です。**

◆ 今後お届けするもの

本籍変更のお知らせ	・本籍の変更があった方には、実施日《平成30年11月23日(金)》以降、市民課より本籍変更のお知らせを郵送いたします。 ・本籍変更のお知らせ以外に本籍変更証明書が必要な方は、実施日以降、市役所市民課・各サービスセンター等にて無料で発行します。

2　新しい住所等の表し方

住居表示制度は、住所や会社の所在地の表し方を「番地」から「住居表示」に改めるものです。

◆ 住所　…… 「町名」と「街区符号」・「住居番号」で表します。

実施前

草加市　手代町　〇〇〇番地〇

実施後

草加市　手代一丁目（新町名）　〇番（街区符号）　〇号（住居番号）

◎ 団地・マンション・アパートなどで部屋番号を住居番号に含める場合

※ 原則三階建て以上の集合住宅

実施前

草加市　手代町　〇〇〇番地〇
□□マンション△△△号室

実施後

草加市　手代一丁目（新町名）　〇番（街区符号）　〇－△△△号（住居番号）

※ 部屋番号を住所に用いた場合は、マンション名等を方書としてつける必要がなくなります。

◆ 本籍　…… 町名だけが変わります。

実施前

草加市　手代町　〇〇〇番地〇

実施後

草加市　手代一丁目（新町名）　〇〇〇番地〇

◎ 実施日（平成30年11月23日）以降、「転籍届」により、番地を住居表示の街区符号（〇番）に変更することができます。

草加市　手代一丁目（新町名）　〇番（街区符号）

※ 住居番号（〇号）は、本籍には表示できません。

◆ 不動産（土地・建物）　…… 町名だけが変わります。

実施前

草加市　手代町　〇〇〇番（地）〇

実施後

草加市　手代一丁目（新町名）　〇〇〇番（地）〇

※ 土地の番号は「番」、建物の所在地は「番地」で表します。

※ **地番及び家屋番号は変わりません。**法務局での登記事項証明書、市役所での固定資産税証明等の請求は、住居番号ではなく地番で申請してください。

3　新しい住所の定め方について

◆ 町界の変更と新しい町名

町の境界を、道路・河川・鉄道などに沿ったものに変更し、わかりやすくします。

また、大きすぎる区域は適切な広さに分割し、新しい町名をつけます。

【例】 手代〇丁目

◆ 街区符号

新しい町の中で、道路等で囲まれた区画ごとに「街区」を設定し、順次番号を付けます。

【例】 手代〇丁目 3 番

◆ 住居番号

街区の周囲を一定間隔で区切り、連続した番号（基礎番号）をつけます。

各建物の出入口の位置に設定された基礎番号に応じて、住居番号を決定します。

【例】 手代〇丁目 3 番 1 号

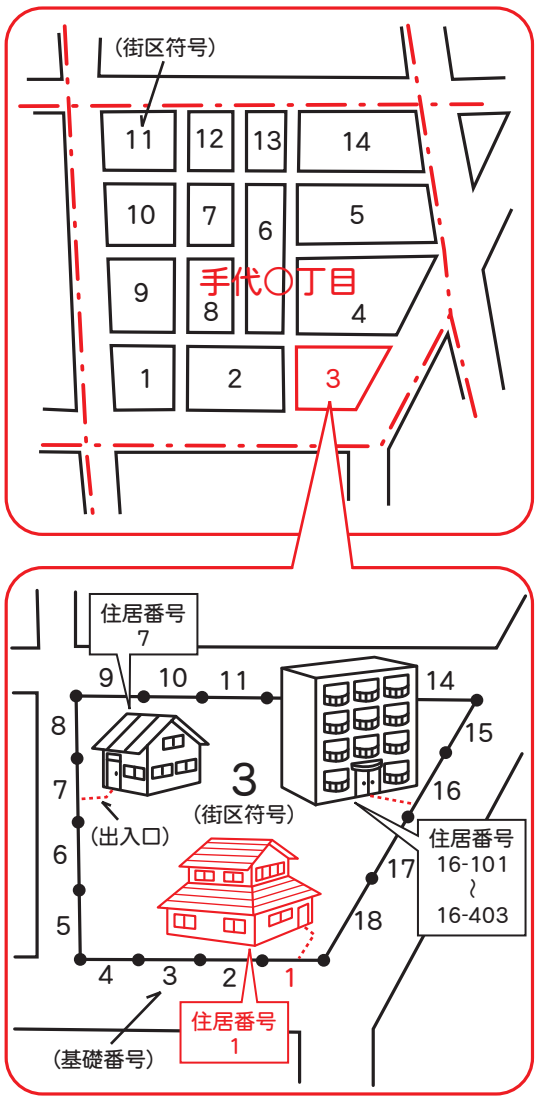

4　郵便番号について

住居表示実施以降の郵便番号は次のとおりです。

手代一丁目～手代三丁目	３４０－００２１

郵便番号の変更はございません。

5　住所変更の手続きについて

住居表示の実施に伴い、**市役所・法務局などが住所の書き換えを行うものと、皆さまに住所変更の手続きをしていただく必要のあるものがあります。**
それぞれ主なものをご案内しますので、ご自身の該当する項目をご確認ください。

① 住所変更手続きの必要がないもの

市役所	**住民票（住民基本台帳）** **戸籍・戸籍の附票** **選挙人名簿** **印鑑登録原票** **土地、家屋課税台帳** **児童手当台帳** **市県民税課税台帳** **原動機付自転車（125cc以下）・小型特殊自動車の所有者の住所** **国民年金・厚生年金の給付を受けている方の住所** **恩給を受けている方の住所**　……など
法務局	**土地登記簿（表題部の所在欄のみ）、建物登記簿（表題部の所在欄のみ）** ※所有名義人などの住所はご本人の申請があるまで変わりません。詳しくは9ページ以降をご参照ください。
公共サービス	**ＮＨＫ** **ＮＴＴ（固定電話）** **東京電力** **東京ガス** **郵便** **水道**
その他	**旅券（パスポート）** ※最終ページ（所持人記入欄）に住所を記入されている方は、ご自身で二重線を引き、余白部分に新住所を記入してください。

■ 新しい住所に書き換えた証書等が自動的に送付されるもの

		担　当　課	問い合わせ先 市役所　048-922-0151㈹
市役所	**国民健康保険被保険者証（兼高齢受給者証）**	保険年金課	保険税係　内線3261
	国民健康保険限度額適用認定証 **国民健康保険限度額適用･標準負担額減額認定証** **国民健康保険特定疾病療養受療証**		保険給付係　内線3264
	後期高齢者医療被保険者証 **後期高齢者医療限度額適用認定証** **後期高齢者医療限度額適用･標準負担額減額認定証** **後期高齢者医療特定疾病療養受療証**	後期高齢者・重心医療室	後期高齢者医療担当　内線3192
	重度心障害者医療費受給者証		重心医療担当　内線3196
	介護保険被保険者証 ※要介護（支援）又は事業対象者の認定を受けている人のみ	介護保険課	保険料係　内線3321
	介護保険負担割合証		認定係　内線3331
	介護保険負担限度額認定証		給付係　内線3185

② 皆さまに住所変更の手続きをしていただくもの

以下の表に記載されているものは、法令等により皆さまに住所変更の手続きをしていただく必要があります。

一部の手続き（法人の変更登記等）を除いて明確な期限はありません。皆さまのご都合にあわせて手続きをしてください。ただし、手続きができるのは住居表示の実施日(平成30年11月23日)以降となりますのでご注意ください。

手続きには、**「通知書」**が必要となるものがあります。配付された枚数が不足する場合は、実施日以降、市役所市民課・各サービスセンター等にて、**無料**で発行する**「住居表示実施証明書」**が、通知書と同様に使用できます。

■ 自動車関係

変更していただく届出等（事　柄）	届　出　先	必要書類など	期　限
運転免許証の住所、本籍の変更	草加警察署 草加市花栗3-2-23 TEL 048-943-0110	・運転免許証 ・通知書または住居表示実施証明書 ・本籍変更のお知らせまたは本籍変更証明書 (本籍変更がある場合)	お早めに変更手続きをしてください。 （更新時でも可）
軽自動車の所有者・使用者の住所及び使用の本拠の位置の変更	軽自動車検査協会 埼玉事務所春日部支所 春日部市下大増新田字東耕地115-1 TEL 050-3816-3113	・検査証記入申請書 (申請書は無料です。) ・通知書または住居表示実施証明書 ・使用者の印鑑 ・車検証 ※なお、使用者と所有者が異なる場合、所有者の印鑑または所有者からの委任状が必要になる場合があります。 (法人の場合は代表者印)	お早めに変更手続きをしてください。
普通自動車 小型二輪自動車(排気量251cc以上)の所有者・使用者の住所及び使用の本拠の位置の変更	埼玉運輸支局 春日部自動車検査登録事務所 春日部市大字増戸723-1 TEL 050-5540-2028 （テレホンサービス）	・申請書 (OCR1号シート 無料) ・通知書または住居表示実施証明書 ・使用者の印鑑 ・車検証	お早めに変更手続きをしてください。
軽二輪自動車(排気量126cc以上250cc以下)の所有者・使用者の住所及び使用の本拠の位置の変更		・軽自動車届出済証記入申請書(有料) ・通知書または住居表示実施証明書 ・使用者の印鑑 ・軽自動車届出済証、自賠責保険証 ※なお、使用者と所有者が異なる場合、所有者の印鑑も必要になります。	

■ 住民登録等

<table>
<tr><th>変更していただく届出等
（事　柄）</th><th>届　　出　　先</th><th>必 要 書 類 な ど</th><th>期　　限</th></tr>
<tr><td>通知カードの住所変更</td><td>市役所市民課
TEL 048-922-1536
各サービスセンター</td><td>・通知カード
・本人確認書類
※同一世帯分はまとめて手続きできます。通知カードは本人確認書類にはなりません。</td><td rowspan="5">お早めに変更手続きをしてください。</td></tr>
<tr><td>マイナンバーカード
(写真付き)の住所変更</td><td rowspan="4">市役所市民課
TEL 048-922-1536
[受付]
・月～金曜日の午前8時30分から午後5時まで
・水曜夜間窓口は午後6時30分まで
・日曜窓口は午前9時から午後0時30分まで（毎月第三土曜日に続く日曜日を除く）

各サービスセンター
[受付]
・月～金曜日の午前8時30分から午後5時まで</td><td>・マイナンバーカード
(写真付き)
※同一世帯分はまとめて手続きできます。手続きには暗証番号が必要です。暗証番号がわからない場合は、カードを所持している本人が別途本人確認書類を持って、手続きしてください。</td></tr>
<tr><td>住民基本台帳カード
(写真付き)の住所変更</td><td>・住民基本台帳カード
(写真付き)
※同一世帯分はまとめて手続きできます。手続きには暗証番号が必要です。暗証番号がわからない場合は、カードを所持している本人が別途本人確認書類を持って、手続きしてください。</td></tr>
<tr><td>住居表示実施後住所の電子証明書の発行
※住民基本台帳カード(写真なし含む)の電子証明書は発行できません。</td><td>・マイナンバーカード
(写真付き)
※カードを所持している本人が手続きしてください。暗証番号がわからない場合は別途本人確認書類が必要です。</td><td>電子申請利用時までに発行申請の手続きをしてください。</td></tr>
<tr><td>マイナンバーカード
(写真付き)の交付申請書の差替え</td><td>・本人確認書類
※同一世帯分はまとめて手続きできます。</td><td>マイナンバーカード(写真付き)を希望の方はお早めに手続きをしてください。
カードの申請から交付まで１か月以上かかります。</td></tr>
<tr><td>在留カード等の住所変更</td><td>市役所市民課
TEL 048-922-1536

各サービスセンター</td><td>・在留カード
・特別永住者証明書
・外国人登録証明書</td><td>お早めに変更手続きをしてください。</td></tr>
</table>

■ 医療・福祉関係

変更していただく届出等（事　柄）	届　出　先	必要書類など	期　限
生活保護受給者の住所変更	市役所生活支援課 TEL 048-922-0151 内線3141～3150	・受給証(生活保護)	11月23日以降に生活支援課にお持ちいただければ、新しい住所に書き換えて再交付いたします。
身体障がい者手帳の住所変更	(18歳以上の方) 市役所障がい福祉課 TEL 048-922-0151 内線3202～3209 3278，3279 3288，3289	・身体障がい者手帳 ・印鑑	お早めに変更手続きをしてください。
療育手帳の住所変更		・療育手帳	お早めに変更手続きをしてください。
タクシー券、ガソリン券の住所変更		・タクシー券、ガソリン券	お早めに変更手続きをしてください。
生活サポート事業利用者の住所変更	(18歳未満の方) 市役所子育て支援課 TEL 048-922-0151 内線3351～3353	・生活サポート事業利用登録証	住居表示後も引き続きそのままの状態で使用することができます。 なお、11月23日以降に担当課にお持ちいただければ、新しい住所に書き換えて再交付いたします。
移動支援給付費受給者証		・移動支援給付費受給者証	
障がい福祉サービス受給者証の住所変更		・障害福祉サービス受給者証	
障がい児通所受給者証の住所変更		・通所受給者証	
精神保健福祉手帳の住所変更	市役所障がい福祉課 TEL 048-922-0151 内線3202～3209 3278，3279 3288，3289	・精神保健福祉手帳 ・印鑑	住居表示後も引き続きそのままの状態で使用することができます。 なお、11月23日以降に市役所障がい福祉課にお持ちいただければ、新しい住所に書き換えいたします。
自立支援医療受給者証の住所変更		・自立支援医療受給者証 ・印鑑	
こども医療費受給者証、ひとり親家庭等医療費受給者証の住所変更	市役所子育て支援課 TEL 048-922-0151 内線3221～3224 3351～3353	(こども医療費) ・こども医療費受給者証 (ひとり親医療費) ・ひとり親家庭等医療費受給者証	住居表示後も引き続きそのままの状態で使用することができます。 なお、11月23日以降に市役所子育て支援課にお持ちいただければ、新しい住所に書き換えて再交付いたします。
児童扶養手当証書の住所変更		・児童扶養手当証書	
育成医療受給者証の住所変更		・自立支援医療受給者証（育成医療）	
特別児童扶養手当証書の住所変更		・特別児童扶養手当証書	
介護保険被保険者証の住所変更	市役所介護保険課 TEL 048-922-0151 内線3321	・介護保険被保険者証	11月23日以降に市役所介護保険課にお持ちいただければ、新しい住所のものを再発行します。

■ 保険・年金関係

変更していただく届出等（事　柄）	届　出　先	必要書類など	期　限
厚生年金被保険者の住所変更	勤務先	各勤務先に確認して住所変更の手続きをしてください。	お早めに変更手続きをしてください。
共済年金被保険者の住所変更	各共済組合		
国民年金第３号被保険者の住所変更	配偶者の勤務先		
共済年金の給付を受けている方の住所変更	各共済組合	各共済組合に確認して、住所変更の手続きをしてください。	お早めに変更手続きをしてください。

■ 会社・法人関係

変更していただく届出等（事　柄）	届　出　先	必要書類など	期　限
会社・各種法人の本店・支店（主たる事務所・従たる事務所）の所在地の変更登記 代表者等の住所の変更登記	本店（主たる事務所）の所在地を管轄する法務局 支店（従たる事務所）が変更になる場合、その管轄法務局	・登記申請書 ・通知書または 住居表示実施証明書	本店：２週間以内 支店：３週間以内

※　会社・法人の登記手続きについては、「会社・法人等の変更登記の手引き」をご覧ください。
「会社・法人等の変更登記の手引き」は住所変更区域内の会社・法人へ配付しています。

■ 学校関係

変更していただく届出等（事　柄）	届　出　先	必要書類など	期　限
住所変更	対象となる学校	各学校に確認して、住所変更の手続きをしてください。	お早めに変更手続きをしてください。

■ その他

変更していただく届出等（事　柄）	届　出　先	必要書類など	期　限
大気汚染防止法等の工場に係る県への各種届出	越谷環境管理事務所 越谷市越ケ谷4-2-82 TEL 048-966-2311	・氏名等変更届出書	30日以内

※市役所に提出されている書類の住所変更は職権で行います。

上記以外にも、法令等により、住所変更の届出が必要なものがあれば、それぞれ所定の手続きをしていただきますようお願いいたします。
また、預金通帳、携帯電話などについては、関係機関へご確認ください。

■ 不動産（土地・建物）登記

変更していただく届出等（事　柄）	届　　出　　先	必 要 書 類 な ど	期　　限
土地・建物等不動産所有者の住所変更登記	不動産の所在地を管轄する法務局 草加市、八潮市、三郷市内の土地・建物等については下記 さいたま地方法務局 草加出張所 〒340-0006 草加市八幡町735-1 TEL 048-936-0354～5	①登記申請書 ②通知書または 住居表示実施証明書 ③印鑑（浸透印以外）	※手続きに期限はありませんので、売買・贈与・抵当権の設定などの事由が生じた時に合わせて手続きされても結構です。
土地・建物登記簿に抵当権、地上権、賃借権、仮登記等の権利者として登記している方の住所変更登記			

◎ 登記申請書記載上の注意事項

(1) 次ページ以降の記載例をご参照ください。
（①土地と建物の場合　②共有の土地と建物の場合　③敷地権付き区分建物の場合）

(2) **登記原因証明情報として、通知書または住居表示実施証明書を添付してください。**
この場合、登録免許税はかかりません。

(3) 文字は、直接パソコン（ワープロ）を使用し入力するか、インク、黒色ボールペン、カーボン紙等で、はっきりと書いてください。鉛筆は使用できません。

(4) 申請書の内容は、権利証等で確認し、正確に記入してください。

(5) １枚の申請書で、複数の不動産について申請できます。

(6) 申請書は、他の添付書類と共に左とじにして提出してください。
申請書が２枚になるときは、申請人又は代理人の印でつづり目に割り印してください。

(7) 代理人の方が手続きをする場合は委任状をお持ちください。

(8) 郵送による申請も可能です。申請書を郵送する場合は、申請書を入れた封筒の表面に「不動産登記申請書在中」と記載の上、書留郵便により送付してください。
登記完了証を郵送で返送することをご希望の場合は、郵便切手を貼付した返信用封筒を同封してください。

◎ さいたま地方法務局草加出張所での住所変更登記の手続きは、予約制となります。実施日以降、お電話にて住所変更登記の予約をしていただき手続きをお願いします。

記載例①　土地と建物を同時に申請する場合

4.5cm×10.5cmの
スペースを空けてください。

登　記　申　請　書

登記の目的　所有権登記名義人住所変更

原　　因　平成３０年１１月２３日　住居表示実施

変更後の事項　住所　草加市　手代　一　丁目　〇　番　〇　号

申　請　人　住所　草加市　手代　一　丁目　〇　番　〇　号

氏名　**草　加　　太　郎**　㊞

連絡先の電話番号　**０４８－０００－００００**

◎　捨印

住居表示後の所有者の住所

認印

添付書類　登記原因証明情報　**1** 通

通知書または
住居表示実施証明書を添付

平成**００**年**００**月**００**日申請 **さいたま地方** 法務局 **草加出張所** 御中

提出する管轄法務局

登録免許税　登録免許税法第５条第４号により非課税

申請書提出年月日
（手続は実施日以降）

不動産の表示

土地の表示

不動産番号	所　在	地　番	地　目	地　積
1234567890123	**草加市 手代一丁目**	〇〇〇番〇	**宅地**	**123．45** ㎡
		番		㎡
		番		

新町名を記入

新町名以外は、皆さまがお持ちの登記済証（権利証）のとおりに記載してください。

建物の表示

不動産番号	1234567890123	所　在	**草加市 手代一丁目 〇〇〇番地〇**		
家屋番号	〇〇〇 番 〇	種　類	**居宅**	構　造	**木造瓦葺２階建**
床面積	１階 **78．90** ㎡	２階 **67．89** ㎡			

不動産番号（13桁）を記載したときは、土地の所在、地番、地目及び地積（建物の所在、家屋番号、種類、構造及び床面積）の記載を省略することができます。

記載例②　共有の土地と建物を同時に申請する場合

4.5cm×10.5cmの
スペースを空けてください。

登　記　申　請　書

登記の目的　所有権登記名義人住所変更

原　　因　平成３０年１１月２３日　住居表示実施

変更後の事項　**共有者 草加太郎 及び 草加花子 の**
住所　草加市　手代　**一**　丁目　〇　番　〇　号

申　請　人　住所　草加市　手代　**一**　丁目　〇　番　〇　号

氏名　**草　加　　太　郎**　㊞

連絡先の電話番号　**０４８－０００－００００**

草加市手代一丁目〇番〇号
草　加　　花　子　◎

添付書類　登記原因証明情報　**２**　通

平成**００**年**００**月**００**日申請**さいたま地方**法務局　**草加出張所**　御中

登録免許税　登録免許税法第５条第４号により非課税

不動産の表示

土地の表示

	所　在	地　番	地　目	地　積
1234567890123	**草加市 手代一丁目**	〇〇〇番〇	**宅地**	**123．45** ㎡
		番		㎡
		番		

建物の表示

不動産番号	1234567890123	所　在	**草加市 手代一丁目 〇〇〇番地〇**		
家屋番号	〇〇〇　番　〇	種　類	**居宅**	構　造	**木造瓦葺２階建**
床面積	１階　**78．90** ㎡	２階	**67．89** ㎡		

不動産番号(13桁)を記載したときは、土地の所在、地番、地目及び地積（建物の所在、家屋番号、種類、構造及び床面積）の記載を省略することができます。

◎ 捨印 ◎

住居表示後の所有者の住所

認印

通知書または住居表示実施証明書を添付

提出する管轄法務局

申請書提出年月日
（手続は実施日以降）

新町名を記入

新町名以外は、皆さまがお持ちの登記済証（権利証）のとおりに記載してください。

記載例③　敷地権付き区分建物の場合

4.5cm×10.5cmの
スペースを空けてください。

登　記　申　請　書

登記の目的　所有権登記名義人住所変更

原　　因　平成３０年１１月２３日　住居表示実施

変更後の事項　住所　草加市　手代　一　丁目　〇　番　〇-101　号

（住居表示後の所有者の住所）

申　請　人　住所　草加市　手代　一　丁目　〇　番　〇-101　号

氏名　草　加　太　郎　㊞（認印）

連絡先の電話番号　０４８－０００－０００

◎（捨印）

添付書類　登記原因証明情報　1　通（通知書または住居表示実施証明書を添付）

平成〇〇年〇〇月〇〇日申請　さいたま地方　法務局　草加出張所　御中（提出する管轄法務局）

（申請書提出年月日（手続は実施日以降））

登録免許税　登録免許税法第５条第４号により非課税

不動産の表示

不動産番号	1234567890123

一棟の建物の表示

所在	草加市　手代一丁目　〇〇〇番地〇
建物の名称	◎◎マンション

（新町名を記入）

専有部分の建物の表示

家屋番号	手代一丁目〇〇〇番〇の101		建物の名称	101
種類	居宅	構造	鉄筋コンクリート造１階建	
床面積	1　階部分	98.76 ㎡		

（新町名以外は、皆さまがお持ちの登記済証（権利証）のとおりに記載してください。）

敷地権の表示　（新町名を記入）

所在及び地番	地目	地積	敷地権の種類	敷地権の割合
草加市 手代一丁目〇〇〇番〇	宅地	6543.21㎡	所有権	54321分の321

不動産番号（13桁）を記載したときは、土地の所在、地番、地目及び地積（建物の所在、家屋番号、種類、構造及び床面積）の記載を省略することができます。
但し、敷地権の種類および敷地権の割合については記載を省略することはできません。

６　その他

① 町会・自治会の区域について

町会・自治会は、皆さまが自主的に組織、運営しているもので、町の区域や町名変更に直接関係するものではありませんので、今まで通りの運営で差し支えありません。

② 通学区域について

住居表示によって通学区域が変わることはありません。

③ ごみの収集について

ごみの収集日・集積所が変わることはありません。

④ 郵便物の送付について

市役所等からお送りします通知書等が、事務処理の都合上、旧の住所で郵送される場合がありますので、ご了承くださいますようお願いいたします。

なお、平成３０年１１月２３日に住民票等のデータ更新を行うことにより、住民票データから作成される郵便物の送付先住所は一括で変更されます。

7　関係機関案内

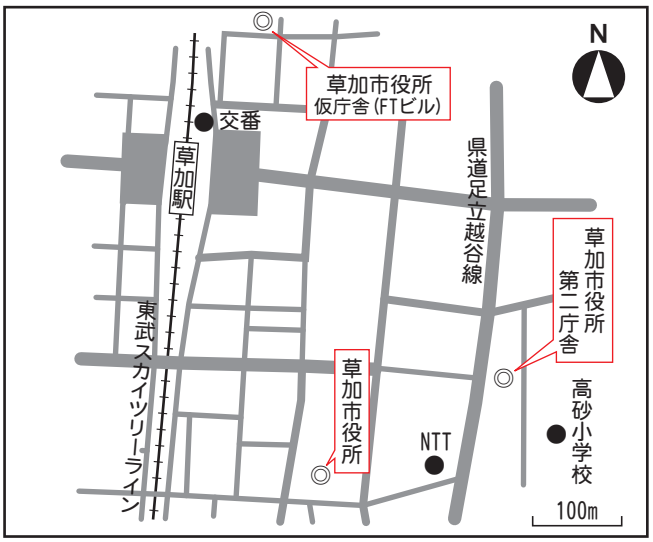

☆ 草加市役所

住所：草加市高砂1-1-1
電話：048-922-0151㈹
交通：電車…草加駅より徒歩10分

☆ さいたま地方法務局 本局

住所：さいたま市中央区下落合5-12-1
　　さいたま第2法務総合庁舎
電話：048-851-1000㈹
交通：電車…与野本町駅より徒歩8分

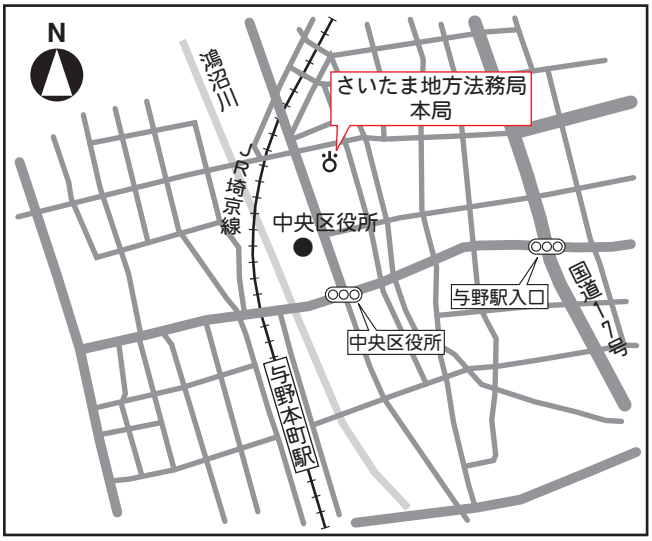

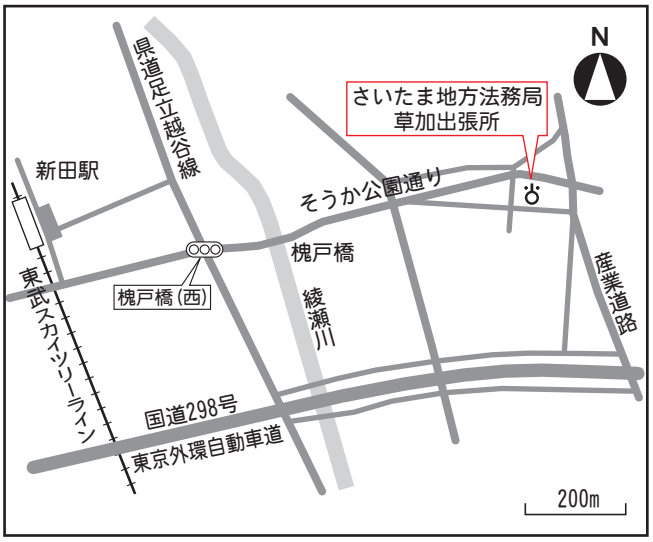

☆ さいたま地方法務局草加出張所

住所：草加市八幡町735-1
電話：048-936-0354～5
交通：電車…新田駅より徒歩15分
　　バス…新田駅東口より「獨協大学前駅東口行き」または「柿木公民館行き」で「法務局前」下車

☆ 日本郵便株式会社 草加郵便局

住所：草加市栄町3-8-1
電話：048-935-9731
交通：電車…獨協大学前駅より徒歩5分

☆ 草加警察署

住所：草加市花栗3-2-23
電話：048-943-0110㈹
交通：電車…獨協大学前駅より徒歩20分
草加駅より徒歩30分
バス…草加駅西口より「新郷支所経由川口駅行き」、「鳩ヶ谷駅行き」の「草加園」下車徒歩5分
または「安行出羽行き」の「花栗一丁目」下車徒歩5分

☆ 越谷年金事務所

住所：越谷市弥生町16-1　越谷ツインシティBシティ3階
電話：048-960-1190
交通：電車…東武スカイツリーライン・越谷駅 東口より徒歩2分

☆ 埼玉運輸支局 春日部自動車検査登録事務所

住所：春日部市大字増戸723-1
電話：050-5540-2028（テレホンサービス）
交通：電車…東武野田線・豊春駅より徒歩20分

☆ 軽自動車検査協会 埼玉事務所 春日部支所

住所：春日部市下大増新田字東耕地115-1
電話：050-3816-3113
交通：バス…春日部駅西口2番乗り場から「かすかべ温泉」または「ウイングハット春日部」行きに乗車し「かすかべ温泉」下車 徒歩5分

☆ 越谷環境管理事務所

住所：越谷市越ケ谷4-2-82 （越谷県税事務所の3階）
電話：048-966-2311
交通：電車…東武スカイツリーライン・越谷駅より徒歩10分

草加市

本文に古紙パルプ配合率100%再生紙を使用しています